

林野火災注意報・林野火災警報

～令和8年1月1日から運用開始～

発令基準

◆「林野火災注意報」

- ①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下のとき。
- ②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表されたとき。
※①又は②のいずれかに該当する場合とし、当日に降水が見込まれる場合又は積雪がある場合は該当しません。

◆「林野火災警報」

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発令します。

発令対象期間

◆1月1日から5月31日まで

発令対象区域

◆市内全域を対象

規制の内容

- ◆「林野火災注意報」が発令された場合は、屋外での火の使用をひかえるように努める必要があります。（努力義務）
- ◆「林野火災警報」が発令された場合は、屋外での火の使用が原則禁止となります。
※違反した場合は、30万円以下の罰金又は拘留に科される場合があります。
- ◆以下の「火の使用制限」がかかります。

- ・山林、原野等において火入れをしないこと。
- ・煙火を消費しないこと。
- ・屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ・屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙しないこと。
- ・山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ・残火（たばこの吸い殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

発令時の周知方法

◆「林野火災注意報」

- ・山口市ウェブサイト（予防課）に掲載
- ・各消防署所にのぼり旗の設置
- ・消防車等による巡回広報の実施



【発令状況確認用（予防課ウェブサイト）】

<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/103/>

◆「林野火災警報」

- ・「林野火災注意報」発令時の周知方法に加え、
山口市防災メール及び山口市LINE公式アカウントの配信



【山口市防災メール】 【山口市LINE公式アカウント】

https://bousai.city.yamaguchi.lg.jp/?page_id=277